

2 TACの魚

海洋生物資源は再生産が可能であり、再生産と漁獲とのバランスをとって適切に管理すれば、いつまでも利用し続けることができるはずである。TAC (Total Allowable Catch) とは、ある資源を「漁獲しうる総量(漁獲可能量)」のことである。

1996年7月20日(海の日)から、我が国にも「海の憲法」と呼ばれる国連海洋法条約の効力が生じ、周辺200海里以内に「排他的経済水域」が設定された。この水域の重要な生物資源にTACを決定し、管理することは、条約で定められた義務であるが、漁業資源の悪化が叫ばれるなかで、資源管理型漁業の拡大と定着を推進し、漁業の計画性を高め、経営を安定化するために必要である。

TACの対象魚種は、①漁獲量が多く、経済的価値が高い、②資源状態が極めて悪く、緊急に保存・管理を行う必要がある、③我が国周辺で外国漁船も漁獲している、のいずれかに該当し、かつ、資源状況や漁獲実態が明らかで、科学的データと知見が集積されている種であることとされた。設定に際しては、漁業経営に与える影響など、社会的・経済的因素も考慮されている。我が国は、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、サバ類およびズワイガニの6種に漁獲可能量を定め、1997年1月1日からTAC制度を開始した。1998年1月1日には、スルメイカが追加決定された。決定されたTACは、大臣管理漁業分と知事管理漁業分とに配分され、大臣管理部分については大臣漁業別、操業区域別に、知事管理部分については都道府県に配分されている。TAC制度の根幹は、正確かつタイムリーな漁獲量の把握にあり、設定魚種を獲る漁業者には、漁獲量を定期的に報告する義務がある。これは集計後に公表され、配分量を超えないよう、勧告や採捕の停止命令が出される。なお、TAC対象魚種のうち、富山県におけるズワイガニとサンマの漁獲量は極めて少なく、近年の平均漁獲量(1987~1996年)は54トンと11トンにすぎないので、本章ではそれ以外の魚種について詳しく述べた。(高松)